

協賛会会員各位

杜の葉

第126号

今年度の高圧ガス製造保安責任者等試験が、11月12日(日)に全国で実施されました。

東北支部が担当する宮城会場も1,000名を超える申込があり、多くの方々が試験に臨まれました。当日は公共交通機関の乱れなどもなく、また、試験実施の運営にも大きなトラブルもなく無事終えることができ、事務局としてはほっとしているところです。肝心の受験生の皆様の出来映えの方はいかがだったでしょうか。今年から不正行為の防止策として試験問題用紙を全数回収することとなりました。受験生の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。(試験問題は、ホームページで公開されておりますので、そちらをご利用下さい。)

本号では今月末に迫った「保安東北大会」の最終案内と今年度下期に開催される各種講習会のご案内をさせて頂いております。同封したパンフレットと合わせてご覧下さい。

(この「杜の葉」は、KHKホームページ(支部サイト:下記アドレス)からもご覧になれますので、こちらからもどうぞ。)

http://www.khk.or.jp/branch/siori_bac_num.html

○第31回 高圧ガス保安東北大会開催迫る!

- 先号でもすでにご案内していますが、第31回高圧ガス保安東北大会を11月24日(金)13時30分からホテルメトロポリタン仙台(仙台市青葉区)で開催します。関係者、団体、行政当局などの皆様からも、多くの参加申込みを既に頂いているところです。



- 今回の記念講演は、元山形新幹線「つばさ」車内販売員の茂木 久美子さんをお招きし、『仕事を楽しむ! 元気100倍の仕事術』と題し、ご講演頂く予定です。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- ご参加いただけなかった皆さまには、大会の様子を次号の葉でご報告させていただきます。



★第31回高圧ガス保安 東北大会プログラム★

◆日時:平成29年11月24日(金)
(第一部)高圧ガス保安関東東北産業
保安監督部東北支部長表彰式
(13:30~14:30)

(第二部)記念講演(14:30~16:00)
演題:「仕事を楽しむ!

元気100倍の仕事術」
茂木 久美子 氏
(元山形新幹線「つばさ」車内販売員)

(第三部)懇親パーティー
(16:00~18:00)

◆会場:ホテルメトロポリタン仙台
(仙台市青葉区中央1-1-1)

○ 平成29年度下期講習会のご案内

「高圧ガス保安係員（一般）講習」の申込み受付が今月下旬から、「高圧ガス移動監視者講習」「乙種機械講習」「丙種化学（特別）講習」の申込み受付が年明けの1月5日（金）から始まります。

本年度最後の講習となりますので、受講をご希望される方は、忘れずにお申し込みください。なお、受講料には講習に使用するテキスト等の料金は含まれておりませんので、一緒にお申し込み下さい。詳しくは、同封の講習案内をご覧ください。

◇ 高圧ガス保安係員（一般）講習

講習日時	平成30年1月18日(木)～1月19日(金) 9～17時
講習会場	宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉2-48）
申込期間	平成29年11月20日(月)～12月3日(日)、書面申込は12月1日(金)まで。
受講料	インターネット申込：9,600円、郵便振替申込：10,100円

◇ 高圧ガス移動監視者講習

講習日時	平成30年1月25日(木)～1月26日(金) 9～17時（検定：2月9日（金））
講習会場	宮城県管工事会館（仙台市青葉区本町3-5-22）
申込期間	平成30年1月5日(金)～1月15日(月)、書面申込のみ、申込先：東北支部
受講料	11,400円

◇ 乙種機械講習

講習日時	平成30年2月5日(月)～2月7日(水) 9～17時（検定：2月25日（日））
講習会場	宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉2-48）
申込期間	平成30年1月5日(金)～1月14日(日)、書面申込は1月12日(金)まで。
受講料	インターネット申込：18,400円、郵便振替申込：18,900円

◇ 丙種化学（特別）講習

講習日時	平成30年2月20日(火)～2月22日(木) 9～17時（検定：3月4日（日））
講習会場	宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉2-48）
申込期間	平成30年1月5日(金)～1月14日(日)、書面申込は1月12日(金)まで。
受講料	インターネット申込：18,400円、郵便振替申込：18,900円

○ 危険物運搬車両に対する取締りの実施について

経済省商務流通保安グループを通じて、警察庁生活安全局保安課から、危険物運搬車両に対する指導取締りの実施に関する周知の依頼がありましたので、お知らせします。

ひとたび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活にも多大な影響を及ぼしかねません。これを契機に携行用具、資材や保護具の再点検をはじめ、運搬に携わる皆様の保安意識の高揚を図ってみたいはいかがでしょうか。

- ◇ 実施期間：平成29年11月1日～30日
- ◇ 重点対象：消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両
- ◇ 指導取締りの重点
 - ・危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
 - ・車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
 - ・車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
 - ・イエローカード携帯の指導



事務局から



11月は、国家試験、保安大会と大きなイベントが続くため、その準備で事務所はてんてこ舞いの毎日です。何か忘れていないことはないかと見渡すと……。あ！杜の葉!!

そんなわけで、いつもより少し遅れての発行となりました。（松本）
『点検は緩んだ意識も締め直す』
（今年の保安活動促進週間の標語です。）

